

茂原労基協会報

No.80

2023年1月

発行：（一社）茂原労働基準協会 茂原市茂原644-1

TEL・FAX 0475-36-2121

発行責任者：事務局長 吉野 仁美



目次

○ご挨拶

●茂原労働基準協会会長 渋谷 育男…2

●茂原労働基準監督署署長 菊池 美香…2

○協会だより（その1）

●技能講習・特別教育……………3

●労働保険事務組合の業務紹介……………3

○茂原労働基準監督署情報コーナー

●職場における新たな化学物質規制が
導入されます……………4

●千葉県の最低賃金……………5

○協会掲示板

●2023年度講習会予定……………6

●講習アンケートご協力をお願い……………6

contents



待ってます 元気なあなた
明るく迎える 年末年始

年末年始無災害運動（2022▼2023）

ポストコロナ時代を迎えて

(一社) 茂原労働基準協会 会長 渋谷 育男



新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の事業運営に関しまして、茂原労働基準監督署をはじめとする行政機関各位のご指導並びに会員の皆さまの格別なるご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は3月に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が終了したものの、オミクロン変異株の派生であるBA.4やBA.5による第7波、第8波と感染拡大が繰り返され、先行きの見えない状況のなかで、対応に苦慮されていることと存じます。

一方、ロシアとウクライナの国際紛争の長期化、32年ぶりとなる1ドル150円台の円安等による原材料価格の上昇及びそれに伴う急激な物価上昇等により景気の先行きに不透明感が強まるなど、気の休まることの無い一年だったかと存じます。

2023年はポストコロナを見据えた新しい働き方として、

テレワークの推進やメンタルヘルスケアへの対応、長時間労働の抑制などを進めていくとともに、年齢の高い方、障害のある方、外国人の方などの多様な人財の雇用環境の整備、労働災害の防止などへの取り組みが大切になると思います。

当協会といたしましては、状況に即した情報の提供を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を実施した上で、皆さまの要望にお応えできるように、技能講習・講習会の開催回数、規模を見直していくなど、今後も協会活動がより一層身近で有用なものとなるよう、皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。

最後になりますが、会員各社の益々のご繁栄と皆さま方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

茂原労働基準監督署 署長 菊池 美香



一般社団法人茂原労働基準協会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は茂原労働基準監督署の行政運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は不安定な世界情勢の中、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、感染拡大防止対策を講じながらウィズコロナへの歩みを進めた1年でした。会員の皆様にはこのような状況下において、職場における新型コロナ感染防止対策をはじめとした労働災害防止対策、働き方改革の推進をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

また、昨年は3年ぶりに衛生週間説明会が開催されました。皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございました。

さて、当署管内における労働災害は近年増加傾向であり、令和4年（10月末現在）においても前年同期より増加しております。このうち新型コロナによるものを除けば転倒や腰痛など行動に起因する労働災害は全体の46%と多くを占めています。全国的にも同傾向であり、労働人口の高年齢化のほか、産業構造の変化に伴う労働移動や新型コロナウイルス

感染症による一時的な雇用調整等において新たな業務に不慣れな労働者が増加していることも要因と考えられています。また厚生労働省の調査では健康面について強い不安やストレスのある労働者の割合は53.3%に及んでおり、精神障害等による労災請求件数及び認定件数も増加傾向にあります。

今年は第14次労働災害防止計画のスタートの年です。国、事業者、労働者等の関係者が一体となって課題と向き合い、それぞれの責任を認識し労働災害及び健康障害防止にしっかりと取り組むことが重要です。

労働基準関係においては引き続き労働時間の適正把握、時間外労働の上限規制、割増賃金の適正な支払い等、過重労働の防止・労働条件の確保に向け監督指導を推進してまいります。

労働基準関係においては引き続き労働時間の適正把握、時間外労働の上限規制、割増賃金の適正な支払い等、過重労働の防止・労働条件の確保に向け監督指導を推進してまいります。

今年も労働基準行政への期待に応えるべく各種施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに本年が皆様にとってよりよい一年となることを祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。

協会だより

技能講習・特別教育

今年はコロナ禍で3年目を迎え、行動制限の緩和を踏まえ講習事業の応募定員を見直して推進した1年でした。皆様のご協力により、当初計画を上回る人数で実施することができました。お礼申し上げます。



フォークリフト運転技能講習



玉掛け技能講習

2022年度 講習会・説明会等の実施状況 (●は労働局登録講習)

講習名	日程	人数
1. 全国安全週間説明会	6/3	中止
2. 新入者等安全衛生教育 (2回)	①6/14 ②6/15	40
3. 安全管理者選任時研修	7/26、27	16
4. 危険予知訓練実践講習 (2回)	①8/18 ②8/19	44
5. 全国労働衛生週間説明会	9/2	【20社】 25
6. ●玉掛け技能講習	学科：9/8・9、実技：9/10・11	61
7. ●フォークリフト運転技能講習	学科：9/22 実技：①9/23・24・25、 ②9/30・10/1・2	60
8. ●有機溶剤作業主任者技能講習	上期：計画なし、下期：11/8・9	50
9. 職長（監督者）等安全衛生教育	①11/15・16、②1/26・27	68
10. 5 t 未満クレーン運転業務特別教育	学科：11/28 実技：12/3AM、PM	50
11. 粉じん作業特別教育	12/9	36
12. 労務管理講習会	12/16	【20社】 25

労働保険事務組合の業務紹介

委託できる事業主は…

金融・保険・不動産・小売業にあっては、**50人**

卸売の事業・サービス業にあっては、**100人**

その他の事業にあっては、**300人**

当協会は、「労働保険の事務や保険料の計算を会社や個人事業主の方にかわって行う厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合」の業務委託を取扱っております。

以下の事業主となります。

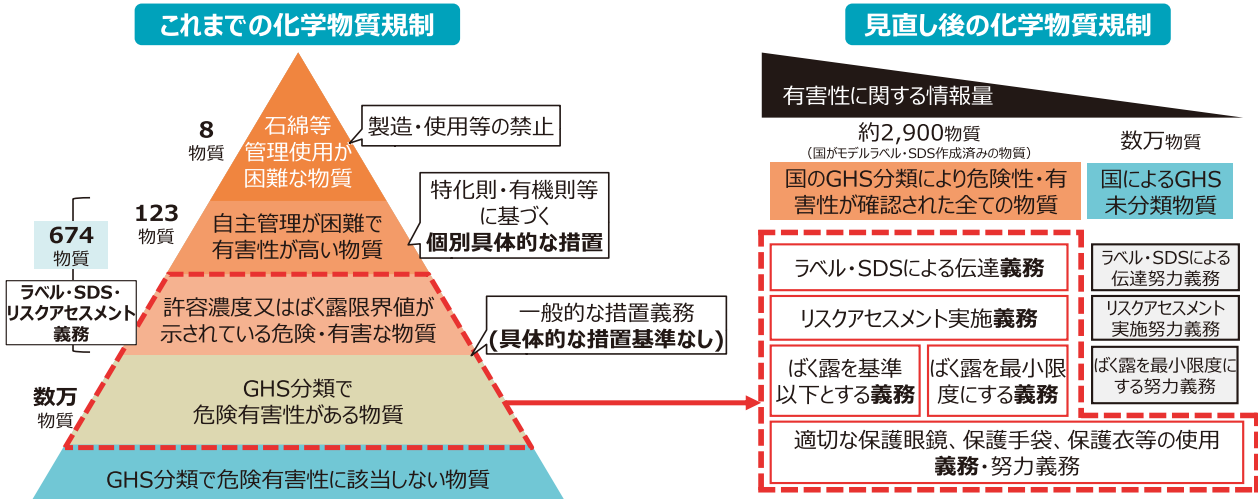


委託をご希望なされる事業主様（一人親方は除く）は、当協会までご連絡をお願いいたします。

茂原労働基準監督署情報コーナー

職場における新たな化学物質規制が導入されます

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



規 制 項 目		2022(R4). 5.31 (公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
新たな化学物質規制項目の施行期日	化学物質管理体制の見直し			
	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実施体制の確立	がん原性物質の作業記録の保存		●	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

検索

詳細はこちら



茂原労働基準監督署情報コーナー

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

千葉県 最低賃金

◆千葉県 最低賃金

令和 4 年 10 月 1 日から

時間額 **984円**

●千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

●ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,054円	令和 4 年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの 産業において管理、補助的経済 活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,013円	令和 4 年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

上記のほか次の 5 業種の特定最低賃金においては、令和 4 年度は改正がありませんでした。このため、令和 4 年 10 月 1 日からは、千葉県最低賃金（984円）が適用されます。

- ①「調味料製造業」 ②「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 ③「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 ④「各種商品小売業」 ⑤「自動車（新車）小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

あなたの賃金は
大丈夫？



最低賃金特設サイト



業務改善助成金

事業場内の
最低賃金を
引き上げるとき
に使えるよ



管理システムや
機械、車の導入
などに…
気軽にお問い合わせしてね。

中小企業事業者の皆さん

業務改善
助成金最大
600万円を助成

【お問い合わせ】

最 低 賃 金：千葉労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金：千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-306-1860 へ



本表のダウンロード

協会掲示板



各講習・教育を次のとおり予定しております。皆様の受講をよろしくお願いいたします。
なお、会場等の都合により変更または中止になる場合がありますのでご了承願います。

2023年度講習会予定

月	開講日・曜日	時間	講習内容	人員	備考
4	25(火)・26(水)	9:00~16:20	有機溶剤作業主任者技能講習①	60	2日講習
6	5(月)	14:30~16:00	全国安全週間説明会	50	
	13(火)・14(水)	9:00~16:30	新入者等社員安全衛生教育 2回	30	1日講習
7	25(火)・26(水)	9:00~16:10 (2日目12:30迄)	安全管理者選任時研修	30	1.5日講習
8	22(火)・23(水)	9:00~17:00	職長(監督者)等安全衛生教育①	30	2日講習
9	4(月)	14:30~16:00	全国衛生週間説明会	50	
	7(木)・8(金)	9:00~17:10	玉掛け技能講習【学科】 2日	60	3日講習
	9(土)・10(日)	7:00~18:00	// 【実技】 1日		土/日を選定
	26(火)・27(水)	9:00~17:00	危険予知訓練実践講習 2回	30/回	1日 計60人
10	3(火)・4(水)	9:00~16:20	有機溶剤作業主任者②	60	2日講習
11	6(月)・10(金)開講調整中	8:45~18:30	5t未満クレーン運転業務特別教育【学科】	55	
	11(土)	8:00~17:30	// 【実技】		午前/午後を選定
	22(水)	9:00~17:15	フォークリフト運転技能講習【学科】 1日	60	4日講習
	24(金)・25(土)・26(日)	7:00~18:00	// 【実技①】 3日		11月/12月を選定
12	1(金)・2(土)・3(日)	7:00~18:00	// 【実技②】 3日		//
	8(金)	10:00~15:30	粉じん作業特別教育	50	
	15(金)	14:30~16:00	労務管理講習会	50	2日講習
1	30(火)・31(水)	9:00~17:00	職長(監督者)等安全衛生教育②	30	



安全管理者選任時研修



労働衛生週間説明会

講習アンケート調査へのご協力をお願いいたします

本会報に2023年度の講習教育等受講希望調査を同封いたしました。会員の皆様のご希望やご意見を把握し講習事業運営の一助とさせていただきますので是非ご協力をお願いします。

また、協会からの情報提供の迅速化、手続きの効率化を目的に「窓口担当者」の登録もお受けしておりますので併せてご回答をお願い致します。

表紙の写真

卯(う)

2023年は癸卯(みずのとう)の年で、「癸」は雨や露、霧など、静かで温かい大地を潤す恵みの水を表しています。十干の最後にあたる癸は、生命の終わりを意味するとともに、次の新たな生命が成長し始めている状態を意味しています。「卯」は穏やかなうさぎの様子から安全、温和の意味があります。また、うさぎのように跳ね上がるという意味があり、卯年は何かを開始するのに縁起がよく、希望があふれ、景気回復、好転するよい年になると言われています。「癸」と「卯」の組み合わせから、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になるよう祈念しております。



編集後記

会員皆様、新年あけましておめでとうございます。健やかに新年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。さて、日本には四季があり季節ごとの食材や風物詩等が楽しめることがこの国の魅力の一つと思っておりますが、昨今は、一年の内で一番過ごしやすいく春と秋の時間が非常に短い気がいたします。桜の開花が宣言され少しばかりの春を楽しみ、気温の上昇とともに連日猛暑日の夏を過ごし、一気に気温が下がったと思えば少しばかりの紅葉を楽しみ、あっという間に長い冬になるといった四季に変化していると感じております。

新型コロナウイルスに感染防止対策による規制や物価の上昇等々、全世界で混乱が起きているこのご時世、今の四季を受け入れながら何か楽しみを見つけることも大切なことと思う今日この頃です。

2023年会員皆様並びにご家族皆様にとって幸多き年になることをお祈り申し上げます。

(Y.N)